

香川県物価高騰等対策緊急支援事業給付金 概要

コロナ禍における原油価格・物価高騰等で厳しい経営状況にある県内事業者に対し、給付金を支給し、事業継続を支援するものです。

支給対象等

支給対象	香川県内に本社又は主たる事業所（個人事業主にあつて事業所がどこにも無い場合には住居）を有する中小企業、中堅企業等又は個人事業主（※1）
支給要件	<p>上記支給対象者のうち、令和4年1月1日以前から県内で事業を継続しており、今後も県内で事業を継続する意思を有し、次の①又は②のいずれかの要件を満たしていること（※2）</p> <p>① 令和4年4月から12月までの任意の連続する3か月の売上高が、平成30年又は令和元年同3か月の売上高と比較して20%以上減少していること</p> <p>② 令和4年4月から12月までの任意の連続する3か月の売上総利益率が、平成30年又は令和元年同3か月の売上総利益率と比較して10%以上減少していること</p>
支給額	<p>法人 10万円</p> <p>個人事業主 5万円</p>
必要書類	<p>① 申請書等</p> <p>② 令和4年4月から12月までの任意の連続する3か月と平成30年又は令和元年同3か月の事業者としての県内全ての事業所・店舗での売上高又は売上総利益率が確認できる書類（※3）</p> <p>（例：法人の場合は、平成30年又は令和元年の確定申告書類の「法人事業概況説明書」の写し、個人事業主（青色申告）の場合は、平成30年又は令和元年の確定申告書類の「所得税青色申告決算書」の写し、売上台帳等の写し、経理ソフトから抽出し、又は表計算ソフト等で作成した売上高や売上原価のデータを出力した書面 など）</p> <p>③ 直近の確定申告書類の写し</p> <p>④ 給付金の振込口座の通帳等の写し</p> <p>⑤ （個人事業主のみ）本人確認書類（運転免許証、パスポート、保険証等）の写し</p>

※1 以下のいずれかに該当する事業者は、給付金の支払い対象となりません。

- ・ 法人税法別表第1に掲げる公共法人（土地改良区、土地改良区連合を除く）、政治団体、宗教上の組織・団体
- ・ 次のいずれかの事業から支払いを受けた事業者
 - ① 香川県医療・福祉施設応援金事業
 - ② 香川県私立学校応援金事業
 - ③ 香川県配合飼料価格等高騰緊急支援事業

- ※2 令和元年10月2日から令和4年1月1日までの間に香川県内で事業を開始した場合、事業者としての県内全ての事業所・店舗での売上高又は売上総利益率について、【令和4年4月から12月までの任意の連続する3か月の売上高の合計額又は売上総利益率】と【事業を開始した月から令和4年3月までの間の任意の連続する3か月の売上高の合計額（創業等特例額）又は売上総利益率（創業等特例率）】とを比較します。
- ※3 必要書類②は、申請者が顧問契約を締結している税理士又は公認会計士が事前にその書類の内容を確認した場合には、提出を省略することが可能です。税理士又は公認会計士との顧問契約をされていない方も、ご希望の場合は、県が後日設ける申請サポートセンターの税理士等が書類を事前確認させていただいたうえで、提出を省略することが可能です。

申請期間・申請方法

【申請期間】

令和5年1月10日（火）～2月28日（火）（締切当日消印有効）

【申請方法】

簡易書留など送達が確認できる方法で郵送してください。

※ 感染拡大防止の観点から、物価高騰等対策給付金事務局や県庁への持参による申請はできません。

【宛先】

〒760-0017

高松市番町一丁目2番26号 トキワ番町ビル2階

物価高騰等対策給付金事務局 宛

※ 差出人の住所・氏名を封筒に必ず記載してください。

※ 送料は申請者の方がご負担ください。

※ 提出いただいた申請書類は返却いたしません。

※ 申請書類の受付後、書類が整った申請から順次、お支払いします。申請締切日の間際は申請が集中し、申請書類の確認に時間を要しますのでご了承ください。

申請受付要項、申請書等の入手方法

申請受付要項、申請書等の様式は、物価高騰等対策給付金のホームページ（<https://kagawa-bukkashien.com>）又は香川県のホームページに掲載していますので、ダウンロード・印刷してご利用ください。

なお、紙の申請受付要項、申請書等は次の場所で配布しています。

- ・ 県庁東館受付
- ・ 各県民センター（東讃・小豆・中讃・西讃）
- ・ 県内各市町の商工担当課

※ 配布場所ではお問い合わせに対応しておりませんので、ご質問等は下記「物価高騰等対策給付金コールセンター」までお問い合わせください。

問い合わせ先

ご不明な点は、下記コールセンターまでお問い合わせください。

物価高騰等対策給付金コールセンター

 087-822-0261

開設期間：令和5年1月10日（火）～2月28日（火）

9時～17時30分（平日のみ）